

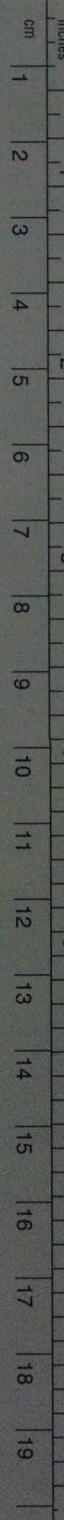
40610

教科書文庫

4
110
41-1933
20000 14782

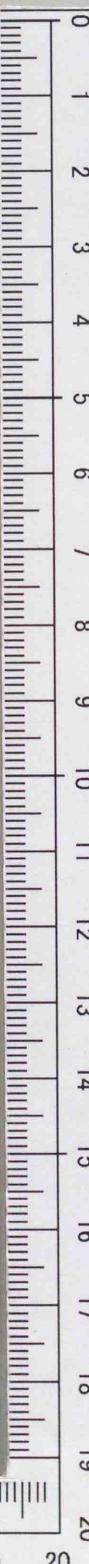
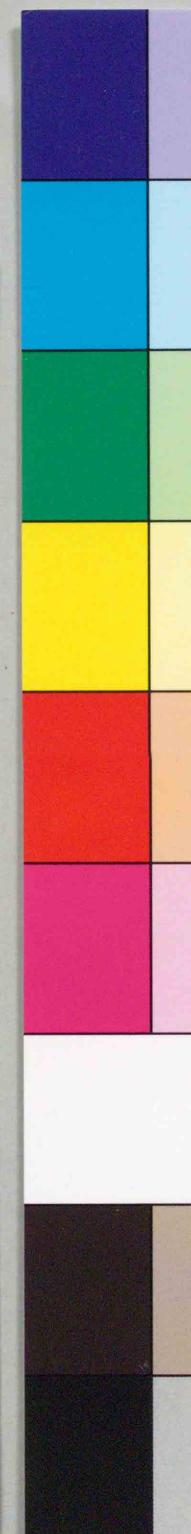
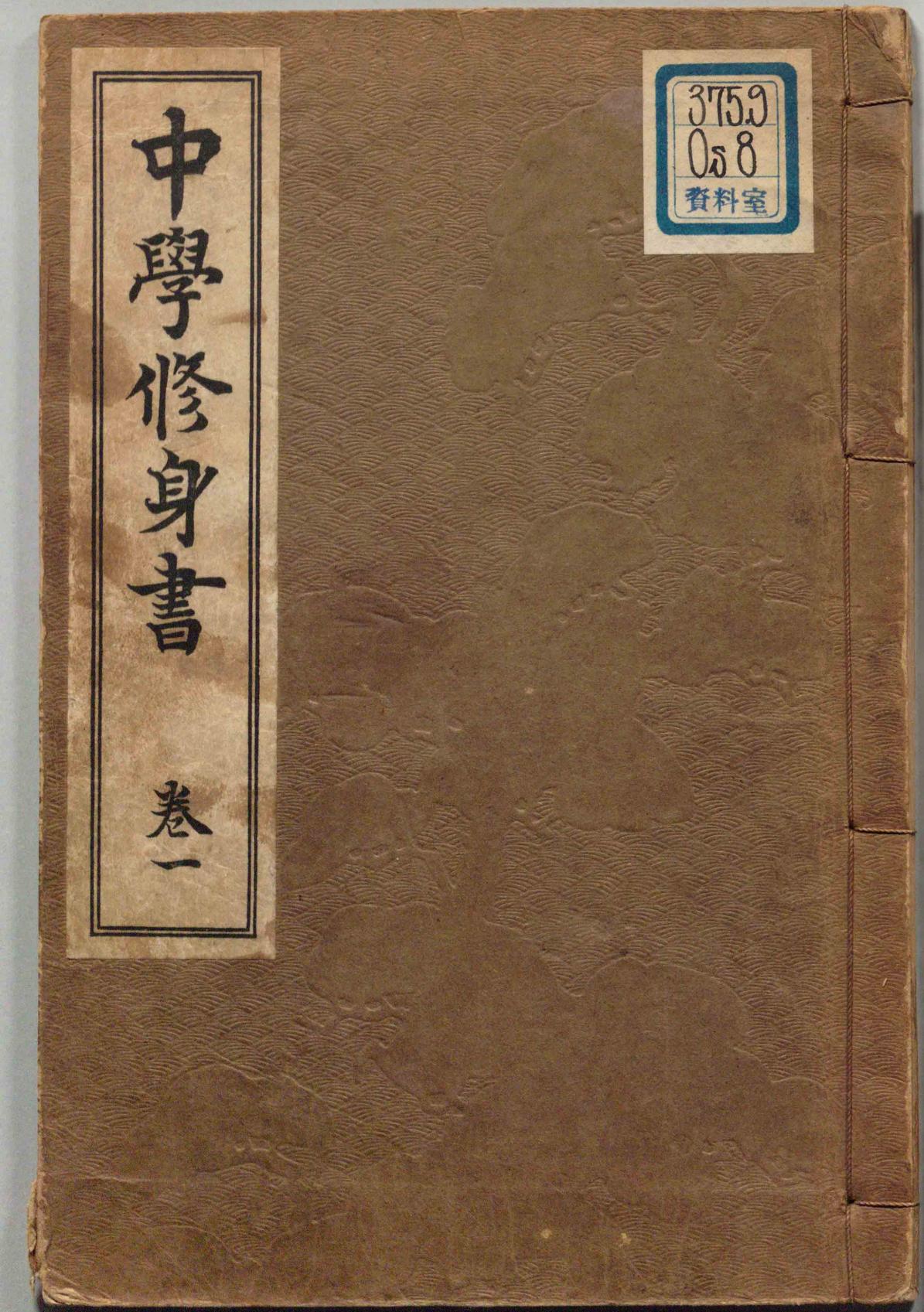
Kodak Gray Scale**C Y M**

© Kodak 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19**Kodak Color Control Patches**

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak 2007 TM: Kodak

**中學修身書****卷一**

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

395.9
OS 8

日一十月七年八和昭
濟定檢省部文
書用科教科身修校學中

大島直治著

中學修身書 卷一

育英書院發行



神 勅

豐葦原ノ千五百秋ノ瑞穂國ハ
是レ吾ガ子孫ノ王タルベキ地
ナリ宜シク爾皇孫就イテ治セ
サキク寶祚ノ隆エマサンコト
當ニ天壤ト窮ナカルベシ

五箇條ノ御誓文(明治元年三月十四日)

二

一廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
一上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
一官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシ
メンコトヲ要ス
一舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ
誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基
キ協心努力セヨ

勅語

朕惟フニ我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深
厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美
ヲ濟セルハ此レ我力國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存
ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レ
ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器
ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ
一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ
是ノ如キハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ
遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ス
ヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ惇ラス朕爾臣
民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコト庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

三

詔書

四

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ掲ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道徳ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕卽位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ

時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其實效ヲ舉
クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀
ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趣キ輕佻詭
激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守
リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛
共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テテハ
一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト
民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌
國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉
メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

勅語 (昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ賴リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大
權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖
宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ

惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ內文教ヲ敷キ外
武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ
皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廻チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ
聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛
極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ
廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル
唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル
輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經
濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ

舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃
ケシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懇ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ
我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中
外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスル
ヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通
ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和
シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是
レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニ
シ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司
其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬
ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼
セヨ

勅 諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つ
から大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものともを討ち
平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千
五百有餘年を經ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も
亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありて
は皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に
委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣
はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかば
兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱
に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徵兵はいつとなく壯
兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士ともの棟
梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百

年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人
力もて挽回すべきにあらすとはいひながら且は我國體に戻り且
は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永
の頃より徳川幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受け
ぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸
襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣
を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し
年を経すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠
臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給
ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大
義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め
我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様
に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣
下には任すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきもの

にあらす子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權
を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを
望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされば朕は汝等を股肱と
頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國家
を保護して上天の惠に應し祖宗の恩に報いまゐらする事を得る
も得さるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝると由るそかし我
國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武
維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を
守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永
く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし
朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すべき事こそあれいて
や之を左に述へむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰
かは國に報ゆるの心なかるべき況して軍人たらん者は此心の

固からては物の用に立ち得へしとも思はれす軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せさる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はす政治に拘はらず只々一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなけれ

一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すべきものそ下級のものは上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらすとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上

級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はす下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ぶへし夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれは我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戦に臨み敵に當るの職なれは片時も武勇を忘れてよかるへきかさはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からす血氣にはやり粗暴の振舞などせんは武勇とは謂ひ難し軍人たるものには常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れす己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ぶものは常々

人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼との如く思ひなむ心すへきことにこそ

一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思はゝ始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臍氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとても守るへからすと悟りなは速に止ることよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に

遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例歎からぬものを深く警めてやはあるへき

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて囊に免黜條例を施行し略此事を諒め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誠を等間にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからすさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も

善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれ
は何事も成るものそかし況してや此五ヶ條は天地の公道人倫の
常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を
守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひ
なん朕一人の懃のみならんや

明治十五年一月四日

御名

詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之
ヲ懼ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラ
ス前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達
ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲
斯然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政
府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至
レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ
平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ
帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カ
ニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スル

ハ夙夜朕力念トスル所ナリ

一八

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ
正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕力意ヲ體シ文武互ニ其ノ職
分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ
執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ
普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名 御璽

昭和八年三月二十七日

中學修身書 卷一

第一課 中學生	一
第二課 修身科	六
第三課 自修	一〇
第四課 修養の機會	一六
第五課 體育	一六
第六課 遊戲と運動	一五
第七課 健かな眠と朝起	一〇
第八課 飲食の節制	一四
第九課 物を大切にする心	三九

第十課 質實な生活	四
第十一課 時間と秩序	五
第十二課 清潔	五
第十三課 清き心	六
第十四課 快活な心	七
第十五課 自重	七
第十六課 親心	八
第十七課 大御心	八



中學修身書卷一

大島直治著

第一課 中學生

中學生と入學
の喜び

我等はいよいよ中學生となつた。例年とは違つて今年は俄かに大きくなつたやうに感ぜられ、何ともいひ知れぬ誇りと喜びが心の底から湧いてくる。新しい學校は我等を歓び迎へ、新しい境遇は我等の上に限りなき希望の光を注いでゐる。同窓生の中には、折角小學校は卒業しても、種種の不幸な事情のために、進んで中學校に學ばうとする志

入學に對する
感謝

望を阻まれたものも少くないのに、萬事滞りなく入學することのできた我等は、洵に幸福な身の上といはねばならぬ。しかし、我等の今日あるのは、決してたゞ自分だけの力ではない。我等をして今日あらしめるために、父母はどんなに苦心されたことであらう。小學校の先生方はどんなに骨折られたことであらう。更に一步を進めて考へて見よ。我等が父母の慈愛と先生の指導の下に、心を安んじて組織だつた教育を受け得るのは、文運の隆昌なる聖代の恩澤ではないか。我等は自分の幸福を喜ぶと共に、これらの限りなき大恩に對して衷心から感謝を捧げねばならぬ。

新なる問題

幸福の喜びと感謝の念とは、我等を一直線に將來に對す

る希望と覺悟とに導いてゆく。我等は今新にいかなる地位に立ち、いかなる境遇に置かれてあるか。新しき地位と新しき境遇とは、我等にいかなる希望を約束し、いかなる責任を要求するか。中學生の本分は何であるか。入學の初めに當つて我等は静かにこれらの問題を考へ、固く覺悟するところがなくてはならぬ。

中學生の責任
と本分

國の將來を擔つて立つだけの決心と覺悟を持たなければならぬ。これ實に我等の大なる責任であり、やがて又我等の輝ける理想である。我等はまづ明かにこれを自覺するをする。この自覺の上に足を踏みしめ、一步また一步我等の理想を實現し、我等の責任を果すやうに努力するのが、取りも直さず我等中學生の本分である。

如何にして本分を盡すべきか。強

健なる身體を作り、堅實なる志操を養ひ、學業を勵んで、斷えず向上の路を進むことである。我等はいはゞ苗木である。自ら苗木たるを知つて、他日雲を凌ぐ大木とならうと志してゐる苗木である。樹木を立派に仕立てようと思ふもの

は、苗木のうちに心して、むだな枝を去り、曲つた所をためて、それゝ樹木本來の美質を育ててゆくであらう。我等は自ら省みて、自分の短所を去り、缺點を矯め直しつゝ、大空さしてすくすくと伸びゆくやうに努力すべきである。

我等はいよいよ中學生となつた。人生の新しき行路を進むべく、出發の用意はすべて整つた。父母も、先生も、學校も、國家も、我等の前途に大なる期待をかけて、我等の多幸なる首途かどを送つてゐる。我等は我等の責任の重大なるを自覺し、理想の高嶺たかねを望んで我等の進むべき路を力強く進まねばならぬ。

一般の生物と
人間

第二課 修身科

櫻の種を適當なる場所に播いて置けば、これを妨げるものなき限り、時來ればおのづから芽を出し、次第に發育生長して遂に亭々たる櫻の大木となるであらう。しかしながら櫻の種は自然に櫻の大木となるのであつて、自らは櫻の種であることも知らなければ、従つて他日立派な櫻の木にならうと志して、自覺的に努力することもできない。下等の動物も、たゞその本能のまゝに¹生活するだけであつて、自ら善惡を區別し、目的を立てて行動するのではない。然るに人間は、幼少の頃より次第に善惡の區別を辨へ、更に

成長發達して、自覺の明かになるに従ひ、自ら人たるもののみ尊い品位に目醒め、自己の理想を描いて、これを實現せんがために發憤し努力することができ²。人が一面、動物であり、その體力を以て比すれば遙かに猛獸に劣るにも拘らず、しかも萬物の靈と稱せられる所以は、かやうな尊い本性をもつてゐるからである。

それ故に人が何事につけても又何をさし置いても、まづ心を碎かねばならぬ一大事は、いかにせば人の人たる所以を完うして、眞に善き人となることができるかといふことに外ならぬ。この一大事に深く思ひを潜めて、當に人の履むべき道を示すのが倫理學といふ學問であつて、中學校に

人の履むべき
道

修身科の性質

於ては即ち我等の修身科である。

いかに學問ができる、一技・一藝には長じても、人の履むべき道を踏みはづすものは、たとひ人の形はしてゐても本統の意味にて人とはいへない。して見れば修身科は百藝の魂であり、萬學の生命であるといはねばならぬ。「大學」に「天子より庶人に至るまで一是に皆身を修むるを以て本とす」とあり、中江藤樹は修身の道を以て「天下第一等、人間第一の事」とし、別路の走るべきなく別事のなすべきなし」と教へた。何人に取つても、眞に人らしき人、眞に善き人となる道の外に履むべき路はなく、人として當に行ふべきことの外になすべきことのある譯はない。自分は商人にはなりたくな

いとか、船乗になるのは厭であるとかいふものがあつても、何人もこれを咎めることはできぬ。しかし苟も人たる以上は、自分は眞に人らしき人となることは御免蒙りたいとはいへないではないか。職業の相異を問はず、地位の高下に論なく、何人に取つても、身を修め道を行ふといふことが一切萬事の本でなければならぬ。かやうにして始めて人生はその尊き價值を現し、美しき光澤を放つであらう。

人の形はしてゐても、本統の意味にて人といへないものは禽獸と選ぶところはない。禽獸と選ぶ所のない人は、寧ろ禽獸に劣つたものといはねばならぬ。禽獸は始めから禽獸であるから、禽獸であるからといつて別に墮落ではな

い。生を人間に享けながら禽獸と選ぶ所がなくなれば、この上もない恥づべき墮落ではないか。

「古の道をきいても唱へても、我が行にせば甲斐なし」といふ歌がある。修身の教は、實踐され體得されて、始めてその意義を全うする。我等は深く修身科の大なる所以を悟り、その全き意義を我等の行爲と品性の上に現すやうに努めねばならぬ。

第三課 白 修

修身の方法

我等は學校に於て、修身科の外に、國語・漢文・地理・歴史・數學・英語など、いろいろな學科を修めなければならぬ。いかに

して我等はこれを修むべきであるか。その方法は學科の性質によつて、多少趣は異なるが、要するに「教を受けることと自ら修めること」の二途を出でない。

所謂獨學・自修を以て學業を大成した偉人は、古來その例に乏しくない。もとより如何なる偉人も、一定の學校に入り、又は一定の師に就いて規則立つた教育は受けないにしても、或は書籍を通し、或は見聞によつて、その時代や社會から何等かの形に於て教を受けないでは、獨學することも自修することもできぬのは勿論である。けれども、學ぶに一定の師なく、書籍にも時間にも乏しき難境にあつて、千辛萬苦を嘗めつつ學問を勵み修養を積んだ東西の史上に於け

獨學と自修

る幾多の偉人傑士は、正しく自修の範を示したものといへるであらう。

しかば教を受けることと自修との間にはどんな關係があるであらうか。「教を受けるには、自修の力がはたらかなければならぬ。例へば算術を學ぶに、直接に先生から教を受けるにしても、教を受ける當人の心の中に、自ら問題を考へ、自ら問題を理解して、我が物にしようとする力のはたらかない限り、いつまで經つても先生の教の成就されるときはない。先生から示された式と答とを、たゞ、わけもなく暗記したがらといつて、それだけでは學んだとも教へられたともいへないではないか。そしてかやうに、自ら考へ、自

ら理解し、我が物にしようとして自らはたらいてゆくのが取りも直さず自修である。従つて、自修は教を受けることのできぬときに必要であるばかりでない、教を受けるときにも自修の力をはたらかさねばならぬ。自修の力に俟たずしては教を受けることもできないのである。

二宮尊徳や、中江藤樹の如き、ランクリンや、ジンカーンの如き、所謂獨學・自修の偉人は、いふまでもなく、一定の規則正しき教育を受けて大成した古今の非凡なる學者・發明家・藝術家・政治家等も、すべて常に自修の力をはたらかして、自ら工夫し、自ら努力した人々である。いかなる天才といへども、自修を怠つてはその天才を發揮することはできぬ。

豫習と復習

これに反して生まれつきは凡庸でも、自修の功を積んで大成したものも少くない。恃むべきは自修の精神である。

學科・課程の豫習の大切なることは更めていふまでもない。我等は何れの課業に就いても必ずまづ自ら考へ自ら工夫し、疑はしい點はできるだけ自らこれが解決を試み、たとひ自ら解き得ないにしても、勇氣を揮つて幾度も考を練り工夫を凝らして、先生の指導を受ける。用意を整へて置くことが肝要である。我等はまた復習を怠つてはならぬ。復習とはたゞ教へられた事を記憶するだけのことといふのではない。我等は復習によつて、今一度立歸つて心のはたらきを練習し、前に一つ／＼會得した事柄を、彼と此との

聯絡を辿り、全體との關係をつけて、一層明瞭に一層確實に理解し、以て更に進んで次の豫習に移るの準備としなければならぬ。豫習と復習とは、實に我等生徒に取つて一日も廢すべからざる自修の道である。

自修は決して個々の學科の上のみに限らるべきでない。精神の修養といひ、品性の修養といふも、自修を離れては意味をなさない。自修の精神のないものには教育の施しやうがなく、聖賢の教も自修の精神に觸れて始めてその光りを放つのである。

自修と修養

第四課 修養の機會

修養と境遇

修養とは人らしく立派に伸びんがために心身を鍛へ、また養ふことである。草木はその固定した外圍から營養をとつて生長し、その發育の良否は殆ど外圍の良否によつて定められる外はない。しかるに人は「賢を見ては齊しからんことを思ひ、不賢を見ては内に自ら省みる」といふ語の示す通り、心の持ちやうの如何によつては、いかなる境遇でもこれを修養の資とし、修養の機會とすることができる。

何一つ思ふやうにならぬ不自由な苦しい境遇では、何人も本統におちついた修養はできぬやうにも思はれるであ

逆境と修養

らう。或る意味に於ては正しくさうである。しかし「艱難汝を玉にす」ともいふではないか。そして、この言葉は昔から無數の活きた事實によつて立證されてゐるではないか。熊澤蕃山は「うきことのなほこの上につもれかし、限りある身の力ためさん」とさへ歌つた。修養の心の深いものに取つては、すべての「艱難・不幸」は却つて「克己・忍耐・勇氣・獻身・思ひ遣り」等の諸徳を修める修身の學校である。古來この學校から、いかに多くの偉人・傑士が社會に送り出されたことであらう。

しかし、貧苦のうちに生まれ、逆境に立たなければ修養はできぬやうに思ふのも心得違である。勤勉・質實・謙遜等の

順境と修養

諸徳を養はんがために奢侈逸樂驕慢等の誘惑にうち克つ
の機會は、却つて富めるものに與へられてあるではないか。
美食のあるところには節欲自制を要するの機會があり、得
意の境には禮讓抑損を學ぶの機會がある。修養は境遇の
順逆には拘はない。富めるものは正しく富を用ひ、正しく
富に處するの道を修養すべきである。

同じ一つの事でも、修養の心の深いものにはいろいろな
方面に於て修養の機會となる。例へば「學科の選り好みを
せず、眞面目に豫習復習をすること」は、たゞそれによつて知
能の磨かれる點に於て修養となるばかりでなく、同時に本
分に忠實なるために好惡の情にうち克つところの心を強
め、また規律の正しい習慣を養ふことに於て大なる修養と
なるのである。貴い理想をめざして、どこまでも美しく伸
びんとする若い心は、四方に根を張り枝葉を擴げて、何事か
らも、またいかなる方面からも營養を吸收することができ
るのである。

孟子は「道は邇きにあり、而も之を遠きに求む」といつて人
人を戒めた。修養の機會も之を遠きに求めるには及ばぬ。
心眼を開いて心誠に求めさへすれば、我等は家庭に於て、學
校に於て、自分の身の廻りに、足下に、心のうちに、何時でもこ
れを發見することができるであらう。

第五課 體 育

體育の目的

人は精神と身體との統一である。精神のない人はあり得ないやうに、身體を離れて人を考へることはできぬ。萬物の靈たるはたらきをする生命即ち人格は精神と身體とが交渉するところに發展し、立派な精神と強健な身體と相俟つて始めて、人生はさまざまに貴い活動を營み、さまざまに貴い價值を創り出すことができるのである。強健なる身體とは、よく精神の指圖に従つて、常にいきくと敏活にはたらき、種々なる外部の障礙に抵抗して、よく生命を保ち、できるだけ人格の活動を永續せしむるに適する身體である。

して見れば、人生をして意義あらしめ、生甲斐あらしめる最初の要件は、強健なる身體であるといはねばならぬ。この強健なる身體を鍛へ上げるのが即ち體育の目的である。

身體は鍛練するに従つてますく發達する。鐵を鍛へるにはその熱してゐる間にこれを打たねばならぬ。鍛練を最も必要とし、また鍛練に最も適するのは少年・青年の身體である。殊に中學時代は身體が發達の一階段を躍進する時であるから、我等は平素攝生に注意すると同時に、この時期を利用して大に身體を鍛練し、強健にして均齊のある堂々たる體格を造り上げ、終生萬難を排して、進んで倦まず

身體の鍛練と
中學時代

體育の種類及
び方法

る活動力の根柢に培つて置くことが肝要である。

體育には體操・武道・競技等を始めとして遠足・登山・水泳等さまざまの種類がある。家庭に於て冷水浴や冷水摩擦をしたり、或は朝早く起き出でて屋外を散歩したり、或は庭に下りて草を取り、水を撒き、掃除をするなども、それともに體育の良法である。たゞ人には體質や境遇の相異があるから、一人に適するもの必ずしもそのまゝ他人に適するとはいへない。従つて我等は學校にて一様に課せられる以外のものに就いては、自分の趣味・體質・境遇等をよく考へ、自分に最も適したのを選ぶべきである。そして一旦きめた以上は、その順序・方法を誤まらぬやうにし、また決してその效

果^カをあせることなく、倦まず撓まず、永續的に規則正しく實行して、どこまでも體育の精神に徹するやうに努めねばならぬ。

體育によつて、鍛練されるのは單に身體ばかりではない。精神も同時に鍛練されるのである。従つて、勇氣・忍耐・節制・規律・禮讓・自重・協同等の諸德は、強健な身體が鍛へ上げられた結果として、自然に身に備はるやうになるといふのみでなく、身體が鍛へられると同時にこれらの諸徳が鍛へ上げられるのである。體育がそのまま、直ちに德育なのである。山に登り海に泳ぐその事が、やがて精神の鍛練であり、修養である。我等の精神殊に意志は、實地に筋肉を動かして身

體育と精神の
鍛練

に行ふことを外にしては修養の道はない。この點に於て、身體は實に精神修養の活きた道場である。古の武士が武を練ることに於て直ちに精神修養の方法を見出したのは、いかにも尤もといはねばならぬ。

國民の體力の強弱は直ちに國運の消長に關する。近時我が國に於ける體育が著しき發達を遂げたのは甚だ喜るべきことであるが、しかも國民一般の體力に於ては、まだ歐米諸國に及ばぬところがあるといはれるのは洵に遺憾である。我等が自分の體を立派にするのは、單に自分に對する神聖なる義務であるばかりでなく、同時に、父母・祖先・國家・社會及び後世子孫に對して、我等が負ふところの重大なる

責任であることを思ひ、今後ますく體育を盛にし、天晴二十世紀の日本國民たるにふさはしい堂々たる體格をつくり上げるやうに努力せねばならぬ。

第六課 遊戲と運動

「能く學び能く遊べ」といふ諺がある。學業の大切なるは勿論であるが、運動し遊戯することも亦大切である。出でて活潑に遊ぶの時と機會があるに拘らず、蒼白い顔をして室内に引込んでぐづぐづしてゐるのは我等少年の恥といはねばならぬ。發育のよい苗木が自然に日光を需めて大空さして枝葉をひろげてゆくやうに、生命に充ち溢れた健

全なる少年は、おのづから運動を欲し、遊戯を慕ふものである。

遊戸の性質

遊戸は自然な自由な運動である。體の向ふところに心動き、心のおもむくところに體従ひ、心と體と常に協同一致して、歡喜と愉快とに充たされながら、若き生命が眞直に自由に伸びてゆくのが最良なる遊戸の姿である。遊戸はまた活動と休養との諧調である。勉強して仕事に疲れた時の程よき遊戸は、心身の餘力のあるところを自由に働かせ、疲れた部分は十分に休ませて、これに均齊と統一とを與へる。であるから我等は遊戸によつて氣分をかへ、精神を爽かにし、新しい元氣を以て再び勉強に取りかかることがで

きるのである。

遊戸は、男女・年齢・季節に應じて、さまざまの種類があり、その範囲も甚だ廣い。ブランコ・繩飛び・鞠投げなどはいふまでもなく、庭球も野球も漕艇も水泳もその他各種の競技も、苟も人が好きで面白くてする運動は一種の遊戸である。固より人の運動は、年齢の長ずるに従つて、次第に複雑となり、兒童が自由に、ひとりでにする純粹なる遊戸とは違つて、一定の目的が漸次明かに意識されるやうになるけれども、しかし自然に湧きてる興味に伴はれる限りに於て、いかなる運動も遊戸の性質を失はない。

遊戸につれて發達するものは、身體ばかりではない。心

遊戸と心身の

發達

遊戲の弊害と
競技の心得

も自然にひろぐした明るい世界へ伸展し、勇氣・敏捷・注意力・決斷力等がおのづから頭を擡げてくる。また競技は人をして剛健・進取の氣象と共に自重・禮讓・公正等の諸徳を養はしめるに適する。特に團體的競技に於て、我等は團體生活に取つて最も大切な協同一致の精神と規律に服し、秩序を重んずる心を養ふの機會に接することができる。

しかし、我等は遊戯にも亦弊害の伴ひ易いことを見逃してはならぬ。遊戯に耽り、運動に熱中して、學業を怠つたり、粗暴に流れ、野卑に陥つたりするのは眞に歎くべきことである。競技に際して、勝たうと思ふのは悪くはない。たゞ正々堂々と勝たねばならぬ。本統に勝たねばならぬ。勝

ちさへすればと思つて、卑劣な計略を用ゐたり、不正な手段に訴へたり、或は負けて、口惜がつて妄りに審判者を非難したり、又むやみに、鬭争の心を起したりするのは、競技の神聖を汚すもので、この上もなく恥づべきことである。負けるときは綺麗に負けて、明かに相手の優越を認め、更に發憤して一層心身を練り技を磨くことを期することこそ、堂々たる君子の態度ではないか。

我等は運動を愛し遊戯を喜ぶ純眞ないきくした心をすべての仕事の上に移し、學校に於ても、家庭に於ても、常に嬉々として日々の課業を勵み本務を盡すやうに心掛けねばならぬ。我等はまた國民としても、この若々しい、いきい

我等の日常の
心得

きした心を永遠にもちつけねばならぬ。

第七課 健かな眠と朝起

生命と活動

生命あるものはすべて活動する。活動は生命の生命ともいふべきものであつて、活動を離れては生命は考へることすらもできぬ。元氣に充ち溢れた我等少年の生命は特にさうである。しかし、生命あるものは凡て營養を要するやうに、活動にも亦營養がなければならぬ。

あらゆる活動は心身の勢力を消費する、従つて何人も活動をつゞけてゐるうちには必ず疲労する。そしてこの疲労を治し、失はれた勢力を恢復して、新に活動を始めんがた

めには一時休息する必要がある。人が休息するのは恰も伸びんがために屈するやうなもので、その間に活動の潜勢力が養はれるのであるから、休息は實に活動の營養であるといはねばならぬ。

睡眠は自然が我等に與へる一大休息であつて、我等はこの間に、疲れた心身を完全に休ませ、失はれた勢力を十分に恢復し、新なる元氣に眼ざめて新に活動を始めることができる。これに反して、睡眠の不足は直ちに心身の活動に影響する。ために頭は重くなり、氣分は鬱々、仕事も捲らず、ぼんやりして、空しく一日を過すやうになる。かやうなことが度重つては體の疲労が増すばかりでなく、心もいらぐ

休息と睡眠

健かな眠と健
かな活動

して落ちつきを失ひ、はては神經衰弱などに陥つて取返しのつかぬ結果を招くやうにもなる。平素課業を怠つて、試験間際になつてから夜更しをしたり、だらしのない冗談や娯楽に耽つて睡眠の時間を割いたりするのは、深く戒むべきことである。我等は十分に眠らねばならぬ。

しかし、我等に取つて大切なのは熟睡であり、健かな眠であつて、徒らに長く眠ることではない。軟弱な身體と朦朧とした精神、これは兩つながら多く惰眠を貪る人に見出される特徴である。睡眠の時間は可なり短くとも、却つて非凡な活動を遂げ、多くの業蹟を殘した偉人は古來その例に乏しくない。これには體質その他の原因もあるであらう

が、つまり健かに眠ることができたからである。健かに眠るためにには、快く日常の業務を勵み、飲食を慎み、運動を程よくし、その他すべての起居動作に亘つて、身心共に健かに活動せねばならぬ。健かな眠は健かな活動の賜である。

人にはそれより家庭の事情もあり、また年齢・體質等の相違もあるから、睡眠の時間や起臥の時刻も人によつて多少の異同があるのは已むを得ないが、我等少年は成るべく起臥の時刻を一定し、早寝・早起の習慣をつけるのがよい。昔から立派な仕事を仕遂げた人は、大抵起臥の規律の正しい早起の人であつた。家人に呼び起されて、しぶり床を離れ、あわてて食膳に向つたり、學校に遅刻したりするものは惰

新なる希望と
新なる活動

弱のしるしであつて、この上もなく恥づべきことである。古人は苟に日に新にして、日々に新に、又日に新なりといつて自ら戒めた。業務といはず、遊戯といはず、心残りなく一日の活動を正しく終へて、安らかに床に就き、十分に健かに眠つて、新に活動を始むべく、すがゝしき曙光と共に新なる希望と新なる力とに眼さめるのは、我等少年の喜ばしき日課であらねばならぬ。

第八課 飲食の節制

生物の營養と
飲食の本能

一切の生物はその生活を存續せんがために榮養を要する。人の榮養を司るものは即ち飲食であるから、飲食が何

人に取つても缺くべからざる生存の根本的條件であることはいふまでもない。飢ゑては食を求め、渴しては飲を求める飲食の本能は、人が生存に適するために自然によつて與へられたものであつて、人間社會に於ける勞力の大部分が飲食の資を得るために費されるのは、洵に當然の事といはねばならぬ。

しかし、人間は本能のまゝ生存する動物とは異つて、自ら本能や欲望を指導しなければ、人として生活することはできぬ。飲食によつて胃の腑が充たされる點に於ては、牛馬と異なるところはないにしても、我等はこれによつて貴い精神の宿るべき身體を養ひ、萬物の靈として立派な活

本能の指導

飲食の節制

動をしなければならぬのであるから、牛馬の如くにたゞ本能のみに従つて口腹の欲を縱にすべきではない。

少年時代は所謂發育盛りであるから、動もすれば食欲の旺なるに任せて、飲食の度を過しやすい。然るに過度の飲食は胃腸を害するばかりでなく、頭脳の活動までも鈍らせる。若い時の暴飲・暴食が一生の禍根となつた例は世間に少くない。心身を養ふべき飲食を以て、却つて心身を害するのは愚の極みである。それ故に、我等は常に飲食の慾を制し、一定のきまりに従つて、ほどくにこれを充たすやうにしなければならぬ。これが即ち飲食の節制である。昔から「腹八分目」ともいひ、飢ゑて死ぬるのは少く、飽いて死ぬるのは多い」ともいはれてゐる。何れも味ふべき言である。

我等はまた過度の飲食を慎むと同時に、腐敗の疑ある食物や、未熟の果物や、刺戟の強い飲料等を注意して避けねばならぬ。飲酒は單に身體を害するのみでない、その害の極まるところは精神を昏迷させ、判断力を鈍らせ、種々の不徳を伴つてくる。過度の飲酒が常習となつては、一身はいふまでもなく家族を不幸に陥ればでは累を社會・國家に及ぼすやうにもなる。多望なる將來を荷つてゐる我等は、嚴に酒を慎まねばならぬ。喫煙も健康によろしくない。我が國に於て、未成年者の飲酒と喫煙が、國法の禁ずるところと

胃腸の鍛練

なつてゐるのは洵に當然である。

かやうに飲食に關して、節制を守り、また衛生上細心の注意を拂ふのは固より善いことであるが、しかし餘りに細心に過ぎて、わけもなく臆病となつては却つて胃腸を弱くする本となる。まして妄りに食物の選り好みなどをして、ひたすら飲食に心を奪はれるのは、眞に卑むべきことであると同時に、軟弱の譏りを免かれることはできない。我等は寧ろ心身を強健にして、いかなる粗食をも消化することのできるやうに胃腸までも鍛練しなければならぬ。

心身の修養の本は、己に克ち自ら制することである。己に克ち自ら制するとは、人として履むべき道を正しく進ん

で、自分を眞直に伸ばさんがために、一切の誘惑を斥け卑しむべき慾を制することに外ならぬ。そして、その最も手近かな道は飲食の節制である。我等は飲食の節制に於て心身を同時に鍛練し、己に克ち自ら制する善い習慣を作ることができる。この意味に於て、飲食の節制は修徳の門であるといはねばならぬ。

第九課 物を大切にする心

我が身を大切
にする所以

口腹の慾を縱ほじいまよにして養生を顧みないもの、自己の本分に背いて修養をおろそかにするもの、眼前の逸樂を貪つて將來の發展に心をとめないもの、これらはすべて我れと我が

物を大切にする心

身を粗末にするものである。これに反して學業を勵み、品性を磨き、内に潛んでゐる尊い本性を發現して、眞に人らしき人となることに努めるのは我が身を大切にする所以である。

しかし、我等は自分の力だけで人らしき人となることができるであらうか。父母・先生を始めとして、社會・國家の恩惠は暫らく措き、書籍・文房具を缺いては我等は學業を修めるすべもなく、空氣・水・日光を始めとして飲食物・被服等を失つては、人らしき人となることはおろか、瞬時も生存することができぬ。して見れば、我等が我が身を大切にすることのできるのも、すべてこれらの物のお蔭ではないか。か

小なる物を大切にする心

やうに思ふときは、何人もたとひ一粒の米、一枚の紙たりとも、これをおろそかにすることを「勿體ない」と感ずるであらう。これ取りも直さず、物を大切にする心である。

眞に物を大切にするには決して物の大小に拘つてはならぬ。いかに小なるものでも、その小なるがために、これを粗末にしてはならぬ。いな、大なるものを大切にすればするほど、小なるものも、これを大切にすべきである。二宮尊徳は「百萬石の米と雖も、粒の大なるにあらず、萬町の田を耕すも、その業は一鍬づつの功にあり」といつた。小善を積むのは大徳を成す所以であり、その日々を大切にするのは一生を大切にする所以ではないか。

しかし、小なるものを大切にするのは、必ずしも常に、小を積んで大を成すがためとのみ思つてはならぬ。いかに小なるものでも、これを顧み、その性質に應じて、できるだけその價値を發揮させるやうにするのが、物を大切にする心である。凡そ天下の物は、これを用ゐるにその途を以てしさへすれば、一として無用なものはない。そして物を用ゐるにその途を以てするのは、物をしてその性を盡くさしめ、その價値を發揮せしめる所以である。然るに小なるがために棄てて顧みなかつたり、役に立つものを役に立たぬやうにしたり、益になるものを害になるやうに用ゐたりするのは、物を用ゐるにその途を以てせず、その性を盡くさしめな

い所以であつて、取りも直さず物の價値を滅し、物を粗末にすることである。従つて物を大切にする心は、物に魂を入れ、物を活かす心であり、物を粗末にするのは、物を死なしめ物を賊する心なき業である。であるから、物を活かしてその價値を發揮せしむると、物を賊してその價値を滅すとは、我等の心の用ひやうの如何にかゝつてゐるといふことができるであらう。一杯の水も、温き心をこめてこれを與へ、感謝の念を湛へてこれを受けるところに、その限りなく貴い價値が發揮されるではないか、そして與へるものと受けるものとの心の裡に長く活かされるではないか。

ある。道元禪師は粥を粥といはず、お粥といへといつたと傳へられてゐる。我等はこの貴い精神を直ちに日常身邊の一切のものに移したとひ一枚の紙、一本の鉛筆たりともこれを大切にすると同時に、その背後に潛んでゐる父母・祖先・國家・社會・天地神明の限りなき恩恵に對して畏敬の念と感謝の心を湛へて、その萬一に報ゆるやうに努力せねばならぬ。これはまた我が身を大切にし、眞に入らしく生きる所以である。

第十課 質實な生活

質實な生活

凡そ飲食・被服を始めとし、身の廻りの器具・調度等は、それ

ぞれ生活の目的に應じて定まつた用途に充てらるべきものであるから、これに要する費用にも、その程度に應じてほどほどの限度がなければならぬ。妄りにこの限度を超えて萬事に無駄な費用をかけ、贅澤をして顧みないのは即ち奢侈である。これに反して何事にも質素を旨として無用の冗費ヨコハシをつゝしみ、外にみえを張らずに、内に實力を充たしてゆくのが、取りも直さず質實な生活である。

社會に立つて立派な活動をするために誰に取つても何よりも先だつて必要なことは、自分の力で自分の生活を支へることである。世間の煩ヨロチひとならず、他人に迷惑をかけぬやうに、經濟生活の獨立を全うすることである。それに

質實な生活と
奢侈と經濟生活

は平素、分を顧み用を節して、自分の生活に關することは何でも自分で處理するやうにし、且つまた思ひがけない必要的の起つた場合に備ふるところがなければならぬ。もし後先の考もなく贅澤な生活をしたならば、忽ち經濟上の獨立を失ひ、遂に產を破り家を傾けるやうになるのは自然の結果である。さうなつては、眞に人らしき立派な貴い生活などは思ひも寄らぬことである。もしも奢侈・贅澤が一世の風をなすやうになれば、國家もその存立を危うするに至るであらう。それ故に我等は、たとひ自分一身は金錢に不自由のない境遇にあるとしても、國民として、また人として、どこまでも質實な生活をしなければならぬ。まして分不相

應な奢侈に耽けるが如きは飽くまでも擯斥すべきことである。

しかし、奢侈の戒慎すべきはたゞ經濟上の理由からばかりではない。凡そ人を奢侈に誘ふものは、主として逸樂を貪る心と虛榮を追ふ心であつて、何れも人の魂を腐蝕する作用をもつてゐる。逸樂を貪る心は向上の精神を妨げて人を墮落の淵に沈める。しまりのない心だらしのない習慣、軟弱な身體等は、すべて逸樂を貪る心から産まれいづるものである。虛榮を追ふ心は堅實な志操を挫いて、眞面目な精神を麻痺させる。虛榮に囚はれた生活はつまり自分を失つた生活に外ならぬ。自分を失つて、或は流行に迷ひ、

質實な生活と
人格の獨立

或は僥倖キョウカにすがり、或は浮華アカに流れて「おちつくところを知らぬ」のが、虚榮ヨリイを追ふ心の特色である。そして誰でもいたび奢侈の生活に入るときは、これを脱することの困難であるばかりでなく、虚榮を追ふ心と逸樂を貪る心は却つて勢を得て、その魂にますく深く喰ひいるであらう。

これに反して、質實な生活は、人をして單に經濟上の獨立を全うさせるばかりではない。人は質實に生きることに於て、心身を鍛練して全人格の獨立の基礎を固めることができるのである。質實な生活は心に隙すきのないひきしまつた生活であり、虚飾ヨリカなく偽りのない眞面目な生活であり、物を大切にする敬虔フジシムの生活であり、精進の生活、向上の生活、剛

健な生活、自ら彊めて息まざる生活である。身を立て、家を起し、國を興すの生活である。文明の進むに従つて、何事につけても世の中が便利になつてゆくのは善いことであるが、動もすれば所謂文明の利器を悪用して、奢侈に耽けり、華美に流れる弊風の生ずるのは洵に嘆くべきことといはねばならぬ。

畏くも明治天皇は戊申詔書に於て「華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ」と宣はせられ、大正天皇は國民精神作興に關する詔書に於て「浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ」と戒めさせたまうた。一心修業を勵むべき我等中學生は、深く聖旨セイジを奉戴して、何事にも華美を去り、奢侈を慎

み、眞面目に努力・勉勵して、質實・剛健の氣風を我等の校庭に漲らし、更に進んでこれを一郷・一國に擴めるやうに心掛けなくてはならぬ。

第十一課 時間と秩序

生命と時間

我等が人らしき立派な人となる道は、つまり正しい活動を以て我等の生命を養ひ、これを眞直に十分に發展させることである。然るに生命の發展は時間のうちにに行はれ、如何なる活動も時間を要するのであるから、すべてはたゞ時間を有意義に用ゐることの一點にかゝつてゐるといはねばならぬ。いかにしたらば我等は時間を有意義に用ゐる

ことができるであらうか。

時間と有意義
に用ゐよ

我等が毎日爲すべきことは起臥・飲食を始めとして、學業・遊戯・家事の手傳、臨時の用務など一々數へきれないほど澤山ある。もしもこれらの事を處理するに、何の順序もなくたゞその時々の氣紛れに任せたならば、徒らに生活を混亂させるだけで、何一つとして餘念なくなし得るものではなく、いつも後からくと追立てられ、いかに氣ばかりあせつても、事毎に行違を生じ、ために自由な活動は妨げられ、結局時間と無意義に浪費するばかりでなく、自分も困り、人にも迷惑をかけることとなるであらう。

これに反して、萬事につけて、よくその、輕重・緩急を考へ、然

時を定めて事
をなせ

るべき順序を設け、次第を立てて、爲すべきことを爲すべき時に着々となすときは、氣も散らず、心も亂れず、餘念なく仕事に身を入れることができる。さうすれば、時間は短くて能率が上がり、出來榮きほんは一層よくなる。仕事の出來榮がよければ、氣も心も晴々しくなり、遊戯も休息も十分の效果を收め、更に一層仕事に身に入るやうになる。かやうにして始めて我等は時間を有效に用ゐ、常に我等の生命を貴い活動を以て充ち溢れしめることができるであらう。

爲すべき事を爲すべき時に着々と爲し得るために、即ち時を定めて事を爲し得るために必要なことは、所を定めて物を置くことである。書籍、文房具はいふまでもなく、日常生活を定めて物を置くことは、いはゞ同じ生活の縱と横であつて、兩者相俟つて始めて一定の規律あり秩序ある生活が形成されるのである。

だらしのない不規律な生活をなすものは、たゞに體一を傷ふばかりでなく、心も自然にふしだらになり、遂には取り返しのつかぬ品性の墮落を招いて、あたら一生を無意義に葬り去るであらう。これに反して、生活を規律正しくするの

は、やがて健康を増し、心の秩序を整へ、品性を堅實にする所以であり、従つてまた生涯にわたつて貴い活動を産み出す所以である。

社會と秩序

文化が進むに従つて社會はます／＼複雜となり、社會が複雜となるほど秩序はます／＼必要となつてくる。苟くも社會に秩序がなかつたら、人々の生活は忽ち混亂に陥り、人生の意義ある活動はすべてその影を潛めるであらう。團體には團體の秩序があり、國家には國家の秩序があればこそ、人々は安んじてその業務を營み、共同の生活を完うすることができるではないか。かくて始めて、人生は進歩・發展の歴史を創り出すことができるではないか。

我等の心掛

我等は人生に於て、如何に時間の貴ぶべく、秩序の重んすべきかを明かにし、今からして規律整然たるきまりのよい習慣を養ふやうに努めねばならぬ。我等がこれを養ふ道は、いつも身の廻りをきちんと整頓し、日々の業務を時を違へず正しく遂行することである。

第十二課 清 潔

清潔の大切な
る所以

書籍・文房具を始め身の廻りのものを、それ／＼定めの場所に整理しても、机といはず、書棚といはず、あたり一面埃だらけでは、室内が綺麗に片付いてゐるとも、きちんと整頓してゐるともいへまい。如何なる珍味も不潔な食器に盛ら

れてはその味を失ひ、形ばかり身裝^{みなり}を整へてゐずまひを正しても、身體と衣服が垢だらけでは人に不快な感じを與へるばかりでなく、禮儀を失することにもなる。人生萬事につけて、清潔が如何に大切であるかは推して知ることができるであらう。

清潔と身體

清潔は生命に活氣を與へ、これに反して不潔は生命を腐蝕する。健康を害したり、病毒に侵されたり、殊にチブス・赤痢・トラボームその他の恐るべき傳染病の流行したりするのは、主として不潔に基くのである。それ故に我等は平素怠らず口を嗽ぎ、手を洗ひ、また常に沐浴・冷水摩擦・洗濯・掃除・日光消毒・通風などに心を用ひ、身體や衣服の汚垢を去り、身

の廻りは固より家の内外に塵埃を止めぬやうにし、凡ての不潔・不淨を掃ひ、至るところ清新の氣を漲らし、病魔の侵入する餘地のないやうに努めなければならぬ。

清潔は單に身體の健康に裨益するばかりでなく、直ちに精神に影響して、これを爽快にする。浴後洗濯したばかりの衣服に着換へ、きちんと片付いて隅から隅まで掃き清められた明るい部屋に這入るときは、誰でもさつぱりとして生れ更つたやうないき／＼した心持を感じさせられる。そして、この心持で仕事をすれば仕事に身が入り、勉強をすれば勉強がはかどり、何をしても心の命ずるところに體がおのづから從つてゆくやうに思はれるであらう。

清潔と精神

清潔の價值はたゞこれだけに盡きない。清潔を愛し清潔の中に生活する人は、その人柄におのづから氣高い氣品が備り、接するものをして、何とはなしに清い香かおりがあたりに漂つてゐるやうに感ぜしめる。それ故に清潔はまた他人に對する禮儀となるばかりでなく、同時に自分の品位を高からしめる所以である。不潔を以て磊落を氣取つたりするには甚だしい心得違ひであるといはねばならぬ。清潔を尚ぶのは神代このかた我が國の美風である。我等は祖先の精神を受けつぎ、現代の衛生上の知識を應用して、ますますこの美風を發揮しなければならぬ。

生 淸潔と公衆衛

るものでない。自分の不潔は直ちに家族を惱まし、延いては世間一般に迷惑をかけることともなる。まして、所構はず痰・唾を吐いたり、道路や河中に汚物を棄てたり、公園や公共の建物などを不潔にしたりするのは、公衆衛生の上からいつても、將た公徳上から見ても、洵に擯斥すべき振舞である。我等は嚴にこれを慎まねばならぬ。

我等はたゞ自分だけを清潔にするに止まらず、共に心を一にし、力を戮せて、家を清潔にし、學校を清潔にし、更に進んで村も町も清潔にし、我等の神國日本をますく明るく清くしようではないか。

第十三課 清き心

心 清き體と清き

畏くも明治天皇は

國民もつねに心を洗はなむ

みもすそ川の清き流れに

と仰せられた。我等は目に見えるものを清潔にするばかりでなく、目に見えぬものも清くしなければならぬ。體を洗ひ清むるばかりでなく、心をも洗ひ淨めなければならぬ。たとひ體を清潔にしても、心が穢れてゐては、人間としての値打はどこにもないであらう。

我等の祖先が遠き神代の昔から清潔を尙んだのは、たゞ

體のためばかりではなかつた。身體の穢れを去れば精神の汚れも去り、體を清めることに於て心も亦清まると考へたからである。彼等が清き流れに禊^{みそぎ}をしたのは、清き精神は清き身體に宿ることを信じ、身體を清淨にすることによつて同時に精神を清淨にするためであつた。

自ら欺いて人前を飾つたり、慾にひかれて恥を忘れたりするのは心が汚れてゐるからである。自ら省み自ら努めることをしないで、むやみに人を怨んだり猜んだりするのも心が汚れてゐるからである。自分の貴い本分に氣附かず、自ら軽んじて卑屈に流れたり、醜い言動に出でたりするのも、亦心が汚れてゐるからである。妄想・邪念・惡意など、凡

汚れた心

清き心

そ我等の本心をくらますものは皆心の汚れである。汚れた心から清く美しき行の生まれる道理はない。

清き心とは何等の穢れにも染まない純淨・無垢な心である。岩間より湧き出づる眞清水のやうに、此のカカまじりけもなく、澄みきつた天真さながらのすがくしい心である。人前を飾らず自ら欺かず、邪念なく表裏なく、どこまでも明るく透き徹つた俯仰天地に恥ぢざる素直な心である。隈なく晴れわたつた秋の空のやうに、濁らず曇らず、一念直に神に通ふ眞心であり、赤き誠である。この清き心が活きて流れで我等の全生命に充ちわたる時、眞に氣高い氣品が輝きいでて、我等の一切の言行が貴く美しいものとなるであらう。

心を清めるこ
とに努めよ

我等は平生何事につけても清淨・潔白を愛する高尚な趣味を養ひ、又常に我が心を省みて、そこに些かにても曇りや汚れがあることに氣づくときは、心を勵ましてこれを洗ひ清めるやうに努力しなければならぬ。中江藤樹は學問は心の汚れを清め、身の行をよくするを本とすといつた。學問を怠りて本分を忘れ、目前の利慾やその時々の邪念に動かされて道ならぬ道に迷ひ、本來の清き心を汚して醜き行に恥をさらすのは洵に痛ましいことではないか。

明治天皇は

源は清くすめるを濁江に

清き明き心

落に入る水の惜しくもあるかな

と戒めさせたまうた。我等の心は本來「清き明き心」である。我等日本民族の精神の流れ出でた遠き源も亦「清き明き心」である。それ故に我等日本國民は、常に心を清くし、源いよいよ遠くして流れます。「清く澄みわたるやうに努めなければならぬ。

第十四課 快活な心

快活な心

朗かにすがりしく明けはなれてゆく春の曙の中より静かにさし昇る朝日を仰ぐものは、誰しも言ひしれぬ爽かさが大空一面に漂つてゐるのを感じるであらう。物皆清

い日光を浴びて至るところに若い力が溢れ、天も地も歡喜と希望とに充ちてゐる。

かやうな爽かさと明るさと活々した元氣と希望とに充されたとき、我等の心は即ち快活である。

快活な心をもつ人は常に喜び勇んで自分の本分を盡し、又おのづから自分の周囲まで明るくし爽かにすることが出来る。であるから、學問をすれば學問が進み、仕事をすれば仕事が捲り、父母に接すれば父母の心を喜ばし、朋友と交れば朋友を快活にする。自分一人の快活な心がどれだけ多くの力と幸福とを自他の上にもたらすことであらう。これに反してじめくした濁つた天氣のやうに陰氣な

陰氣と快活

暗い心を抱いてゐる人には、見るもの聞くもの悉く自分の心と同じ色合を帶びて現れる。そんな人は何事にも不快を感じ、わけもなく天を怨み人を咎め、ひねくれ曲つて、はては自分にも愛想をつかすやうになるばかりでなく、常に自分の周圍に暗い影を投げて、あたりのものまでも不幸に陥れることになるであらう。されば明治天皇は

さしのぼるあさ日の如くさわやかに

もたまほしきは心なりけり

と仰せられた。われ等は聖旨を仰いで深く省みるところがなければならぬ。

少年と快活

ゆく有様は、人にすれば取りも直さず快活な姿である。我等も我等の理想をめざして素直にすくくと伸びてゆきたい。我等が素直に伸びゆく道は、自ら進んで學を修め、業を勵み、我等の日々の本務・本分を盡すことにある。かやうにして、日常何事にまれ陰日向なく俯仰天地に愧ぢないやうに生活するときは、おのづから晴れ渡つた朗かな春の日のやうな快活な心を持つことが出来るであらう。

體に故障があれば心も自然に陰氣になり、體が生々してゐれば心はおのづから爽快になる。隨つて快活な心を保たんがためには、運動や飲食を適宜にし、健かに眠り、被服・住居等を清潔にするなど、平素健康に注意しきまりのよい生

快活と輕浮

活をすることが肝要である。これがやがて又我等の本務である。そして心が快活になれば體も亦それに應じて活氣づき、身心相俟つてます／＼愉快に自分の本務・本分を盡くせるやうになるであらう。

しかし我等は他の一面に於て、人生には我等の慎重なる態度と眞剣なる努力とに待つ所の苦しみや艱みのあることを忘れてはならぬ。この重大なる事實に眼を閉ぢ、深く考へもしないで、たゞ氣の向くがまゝにうか／＼とその日その日を過して自ら快とするのは、輕躁・浮薄であつて快活を以て目すべきものではない。かやうな場合に臨んで、不平を言はず、怨言を吐かず、落膽せず、沮喪せず、なほも希望の

光りを認めつゝ落ちついて苦境に堪へ、雄々しく難關を切開いてゆくのが、眞に快活なる男兒の面目でなければならぬ。

快活は心の晴天であり、心の朝日であり、我等少年の生命である。

第十五課 自重

自重の意義

「よく見れば薺花なづなさく垣根かな」。これは一代の詩聖芭蕉の句である。人目にとまらぬ薺も、よく見れば靜かにその生命を伸ばし、その本性を咲き出させてゐるではないか。我等は我等自らを「よく見」なければならぬ。我等は萬物の

靈として生を人間に享けてゐる身である。他日我等が、或は學者となり、或は藝術家となり、或は教育家となり、或は軍人・政治家・實業家となるのは、要するに我等の生命の發現に外ならぬ。我等の内に潛んでゐる貴い本性は、次代の我が國の文化となつて世界に咲きるのである。嗚は自ら知らずして自然に花さくけれども、我等は自ら知つて自ら咲かなければならぬ。我が生命を育てて、我が本性を立派に發現させるのは、自分に對し、父母・祖先に對し、國家・社會に對して、我等が生れながらに擔つてゐる大なる責任である。それ故に我等はどこまでも我が身を大切にし、自ら敬ひ、自ら重んじなければならぬ。

いかにしたらば、我等は我等の本性を立派に發現させることができるであらうか。我等の天賦の才能・趣味・地位・境遇等に應じて、心誠に自分の本分を盡すより外に道はない。たとひ財産はなくとも、社會上の地位は低くとも、はたまた萬人に対する才能はなくとも、己れの履むべき道を正しく履んで、自己の本務・本分に忠實でさへあれば、何人もこれによつて自己の本性を咲き出させて、人の人たる所以の價值と品位とを發揮することができる。これ、やがて自ら敬ひ、自ら重んずる所以である。

固より我等はどこまでも高尚な理想を描き、遠大な志を懷いて、發憤し努力しなければならぬ。才能の優劣といふ

やうなことも輕々しくこれを速斷することはできない。甲は或る才能に於て乙に劣つてゐても、他の才能に於て乙に優ることがあり、また甚だしく才能の劣つてゐると思はれるものも、努力と勤勉とによつて、見違ふばかりにこれを磨き上げることのできる場合も少くない。まして同じ木に同じ葉がないやうに、何等かの特長を備へて生まれ出ぬ人とは見出さるべきもない。然るに妄りに他の才能を羨み嫉んだり、或はわけもなく自分の無能を嘆いて失望落膽したり、自暴・自棄に流れたりするのは、自ら自分を粗末にし自分を蹂みにじるものといはねばならぬ。

各人カクジンは單に人として生まれただけではない、同時に自分

として生まれたのである。各人に取つて自分といふものは古往今來たゞ一人しかない。天にも地にもかけ換へのない身である。たゞに自分に取つてかけ換へのないばかりではない。父母に取つても、朋友に取つても、國家に取つても、かけ換へのない大切な身である。従つて自分の本務ボム本分は、これを他人に代理させることはできない。家庭に於ても、國家に於ても、自分はその缺くべからざる一員として、自分でなければならぬことがある。何人も一たび深くこゝに眼さめたらば自重の念が油然として魂の底から湧き出るであらう。そしてこれと同時に、他人も亦一人々々心からしてこれを尊敬せねばならぬことを深く悟るであ

自重と謙遜

らう。

一たび人としての貴い品位と自分の貴い本分とに眼さめるものは、自重の念が生ずると同時に、向上の心が起らずにはゐられない。向上の心には、我が身の缺點を省みて、これを矯め直さねばならぬといふ、素直なへりくだつた心があればればならぬ。それでこそ自重も始めてその意義をなすのである。徒らに思ひあがつて己れの非を改めようともせず、剛情を張り、我意を通さうとしたり、自ら省みることを知らずして、むやみに世間の褒貶毀譽に動かされて人前を飾ることに腐心したりするのは、自分の本分の貴さを知らず、自ら卑み、自ら侮るものといはねばならぬ。

孟子は「人自ら侮つて、然る後人これを侮る」といつた。自ら重んずる人は他人に重んぜられ、自ら重んずる國民は世界に重ぜられるであらう。

第十六課 親心

親の慈愛

古歌に

〔^{ハカ}〕這へば立て立てば歩めの親心

わが身につまる老も忘れに

とある。貴賤貧富の差はあつても、従つて子供の育て方は違つても、子を思ふ親心にもとくへ變りのある筈はない。暑さにつけ寒さにつけ、朝な夕な、子を思ふ思ひにあらゆる

親心と親の限
りなき慈愛

勞苦を忘れ、寢食を忘れ、わが身を忘れ、殆ど凡てをさゝげつくして尚足ることを知らない親の慈愛ほど、世にも尊く、清く、美しく、また深いものが果して外にあるであらうか。

子供の笑顔に世界中の春光を浴びたやうな幸福を感じるのが親心である。自分はいかに事缺いても、子供にさもしい思ひをさせまいとするのが親心である。子供の悲しみを子供よりも悲しみ、子供の喜びを子供よりも喜ぶのが親心である。子供たちの仕合せのうちに自分の仕合せを見出し、子供たちの希望の上に自分の希望をあつめるのが親心である。

紀貫之は

世の中に思ひあれども子を戀^{シタ}ふる

思ひにまさる思ひなきかな

と詠じた。日光が萬物をあたゝめるやうに、我等が氣づかぬ間にも、常に我等の上に惜氣^{セキキ}もなく深き思ひを注ぎ、我等の生命を潤し、我等の魂をはぐくみ育てるのが父母の限りなき慈愛である。時としては父母が餘りに嚴に過ぎるが如くに思はれることがあるであらう。しかし、切なき思ひを耐へて、しばし鬼になつてたしなめても、心私かに子供のためによきが上によきやうにと祈るのが親の限りなき慈愛である。

かくも尊く、清く、美しき純一無雜な深き慈愛から湧き出

づる親の願ひは何であるか。「這へば立て、立てば歩め、健かに成長して立派な人となれ。これが子供の上にかかるる親のやみ難き願ひである。時としては父母が自ら難しとするところを我等に強ひ、自ら缺けたるところを我等に求むるが如くに思はれることもあるであらう。父母といへども人間たる以上、決して些かの過^{スカ}もなく少しの缺點もないとはいへぬ。しかし、せめて子供をして自分の過^{スカ}に傲^{ナラ}はしまず、自分に缺けたるところを子供に於て圓かに成就せしめんとするのが親の切なる願ひである。子供をして自分の達せざるところを達せしめ、子供に於てより善き自分の眞姿を見出さんとするのが親の尊く清き願ひである。

親の命するところと真心の命するところ

孝の心

して見れば、我等の父母が我等に求むるところは、静かに考ふれば、また我等が心誠に自ら求むるところではないか。父母が我等に命ずるところはまた、我等が真心からかくなければならぬこととして自ら自分に命ずるところではないか。父母が示すところの道は、我等が當然行くべき道ではないか。

我等は常に身勝手な考へを去り、偽りのない真心を以て父母の心中に分け入り、その限りなく深く尊き思ひに限りなき感謝をさゝげ、その限りなく清く美しき願ひを、限りなき努力を以て充たしてゆくやうに心掛けねばならぬ。

親心に答へ得るものはたゞ子供の眞心のみである。孝

の心のみである。

第十七課 大御心

我が國體と大
御心

世界に國といふ國の數多い中に、我が國ほどすぐれた國體を有するものは、これを他に求めるることはできない。そして我が國體が萬國に卓越してゐるそもそもの大本は、これを我が國をしろしめす萬世一系の天皇の大御心に求めらるより外はない。

畏くも明治天皇は

照るにつけくもるにつけて思ふかな

わが民草のうへはいかにと

大御心と親心

と宣はせられ、また

とこしへに民やすかれと祈るなる

我が世をまもれ伊勢の大神

と詠じさせたまうた。ひたすらに我が子安かれと祈る一念にわが身を忘るゝ慈母の心は、やがて恐れ多くも我等の大君が我等臣民の上にかけさせたまうた大御心である。「どこしへに民やすかれ」照るにつけくもるにつけ」と誠をこめさせられる、そのたとへやうもなき深く廣き慈愛にあふれさせたまふ大御心を拜して、誰か限りなき感激に打たれぬものがあらう。

大御心と神勅

明治天皇の御聖徳は仰ぎ奉るだに畏き極みである、しか

しこの大御心こそは、實に一系萬世を貫いて天壤と窮りなく隆えます天津日嗣の本質とも申し奉るべく、建國以來幾千載、連綿不斷の發展を遂げつゝある我が光輝ある國史の進程を脈打ち流るゝ大生命の大源に外ならない。されば大正四年大正天皇御卽位の勅語には「義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ」と仰せられ、昭和三年今上陛下御卽位の勅語には「皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ」と宣はせられた。即ち世界無比の我が國體の大本たる天皇の大御心はこれを歴史上からいへば建國の始めに遡るのであつて、皇祖が天孫に下したまへる天壤無窮の神勅に

その淵源を發するものと解し奉るべきである。されば明治天皇は教育に關する勅語に於て「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」と仰せられた。固より時には盛衰があり、世には治亂があつて、史實の上に現れた歴代の御統治の跡は必ずしも一様ではない。しかし歴代の天皇がとこしへに「大八洲豊葦原の瑞穂國を安國と平けくしろしめす」ことを大御心とし、天職とさせたまうたことに於ては古今を通じて變りはない。後醍醐天皇が世治まり民やすかれと祈ること
わが身につきぬ思ひなりけれ
と宣はせられたのも、明治天皇がまた

大御心と臣民の真心

おごそかにたもたざらめや神代より
うけつぎ來たるうらやすの國

と詠じさせたまうたのも、この一系萬世を貫く同じ大御心の御發露に外ならぬと拜察すべきである。
然らば我等の大君が我等に求めさせたまふところは何であるか。我等が健かに成長し、學ヲ修メ業ヲ習ヒ「智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ」善き子となり、善き人となり、善き國民となつて、神聖なる大御心に副ひ奉ることである。して見れば我等の大君が我等に求めさせたまふところは、我等が心からして希求し、願望するところではないか。我等の偽りなき真心が我等に命ずるところではないか。そして、ま

忠の心

た我等の父母が我等に求むるところではないか。

我等日本國民は平素處みて、世界に卓越する我が國體の淵源たる建國の大精神の、いかに宏遠にして崇高なるかに思ひを致し、常に我が國家及び國民の生命を煦あため、世界を光被する大君の大御心の有難さを深く銘記し、そして限りなき感謝と純一なる眞心と敬慕の至情とを以て、この有難き大御心に副ひ奉るやうに心掛けねばならぬ。この心こそはやがて忠の心である。

中學修身書卷一終

昭和八年五月一日發行
昭和八年七月三日修正印刷
昭和八年七月七日修正發行

卷數	定價
一	金四十錢
二・三・四	各金四十五錢
五	金五十錢

著作者 大島直治

會社 育英

右代表者

倉田八十八

東京市神田區錦町三丁目十一番地

東京市澁谷區千駄谷四ノ七二〇番地

發行者 印刷者

白井赫太郎

東京市澁谷區千駄谷四丁目十一番地



精興社印刷

中學修身書

發行所

東京市澁谷區千駄谷四丁目
振替口座(東京)七四二番
東京市神田區駿河臺三丁目
振替口座(東京)二八〇九番

育英書院

店

